

都市計画に関する 公聴会などのお知らせ

県が決定する都市計画の変更案を作成するにあたり、みなさんのご意見を伺うため、公聴会の開催と公述の申し出の受け付けを以下のとおり行います。

▼都市計画の変更の構想(原案)の閲覧および公述の申し出

内 容	①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ②区域区分の変更 ※変更原案については、4月12日(火)から県都市計画課ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/)で閲覧できます。
閲覧期間	4月12日(火)～26日(火)午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜日を除く
閲覧場所	幸手市都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課、埼玉県都市計画課、杉戸県土整備事務所
公述申し出書提出できる人および提出方法	幸手市、杉戸町、宮代町に住所を有する個人および法人 公聴会に出席して意見を述べたい人は、閲覧場所にある公述申し出書に必要事項を記入の上、4月26日(火)午後5時15分までに幸手市都市計画課(〒340-0192 幸手市東4-6-8)または埼玉県都市計画課(〒330-9301 所在地記入不要)に直接持参または郵送(期日必着)してください。 ※埼玉県電子申請届出サービス(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/)による提出もできます。

▼公聴会の開催

と き	5月25日(水) 午後2時30分から
と ころ	ウェルス幸手2階 研修室

※公述希望者が多数の場合には、公述人を選定することがあります。また、申し出がない場合は、公聴会は中止となります。傍聴を希望する人は、5月10日(火)以降に市都市計画課にお問い合わせください。

問合せ

市都市計画課
☎(43) 1111 内線 562
FAX (43) 7656
県都市計画課
☎ 048 (830) 5341

▼介護予防で健康寿命を延ばそう
骨や関節、筋肉、神経などの運動器が衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまふこと、または、そのリスクが高い状態のことを「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)」といいます。誰でも加齢とともにリスクが高まるため、早めに予防を始めることが大切です。適度な運動は、認知症予防の効果もあります。運動習慣を身に付け、ロコモ予防に取り組みましょう。

▼まずは参加してみよう！

この教室では、バランス運動も含めた簡単にできる筋力トレーニングやストレッチなどの運動に加え、栄養バランスやお口の健康(唾液分泌)の大切さや飲み込む機能などについても学習します。

対象 市内在住の65歳以上の
人
※初めて参加する人を優先
定員 各20人(申込み順)
参加費 無料
内容 バランス運動を含めた
簡単筋トレ、脳トレおよび
ストレッチ
※各教室で1回ずつ栄養改善
講座(講話と調理)、口腔講
座(講話と口腔ケアの実践)
を行います。③・④の日程
では、医師によるロコモ
ティブシンドローム講座も
あります。
持ち物 室内用運動靴、汗拭
きタオル、飲み物
※栄養改善講座の日は、炊い
たご飯(1食分)、エプロン、
三角きん、布きん2枚
申込み 各教室の申込み締切
日までに印鑑を持参の上、
介護福祉課窓口へ
※申込み時に健康アンケート
があります。

いきいきクラブ教室 参加者募集

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438
FAX (43) 5600

	①	②	③	④
と き	5月11日 ～7月27日	8月24日 ～11月9日	9月2日 ～11月18日	11月14日 ～平成29年2月27日 [12月5日、1月2日、 9日、2月6日を除く]
	毎週水曜日		毎週金曜日	毎週月曜日
	午前10時～11時30分		午後1時30分～3時	午前10時～11時30分
	※いずれの日程も、栄養改善講座(講話と調理)開催日は、時間が異なります。			
と ころ	ウェルス幸手	南公民館	ウェルス幸手	西公民館
申込み	4月21日(木)まで	8月9日(火)まで	8月19日(金)まで	10月28日(金)まで

住宅リフォーム費用の一部補助

市では、市内の施工業者または設計業者に発注し、住宅リフォームをする場合に、その費用の一部を補助します。申込みは、前期・後期に分けて受付します。

▼対象 つぎのすべての要件に該当する人

- ①市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住している
- ②市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- ③対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない
- ④対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼対象工事・設計 設計・工事費が200,000円以上(税抜き)で、平成28年4月1日以降に着工・着手し、平成29年2月28日までに完了するもの

※工事・設計が、すでに完了しているものは対象外

※市内施工業者・設計業者に発注したものが対象

- ・改築工事 住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事 住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え 住宅本体の修繕、模様替え
- ・設備工事 台所、浴室、洗面所、暖房・給湯機・省エネルギー設備
- ・公共下水道への接続工事

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。また、住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度があります。

▼補助額 工事、設計費(税抜き)の5%相当額

※1,000円未満切捨て。100,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)を持参の上、建築指導課窓口へ

前期／4月11日(月)から 後期／9月1日(木)から

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572・FAX(43) 7656

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助

市では、自然エネルギーを利用した太陽光発電システムを市内の戸建て住宅に設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象 市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に初めて太陽光発電システムを設置し、つぎのすべての要件に該当する人

- ①平成28年4月1日以降に工事契約を締結し、平成29年2月28日までに工事が完了するもの
- ②市税などの滞納がない
- ③対象住宅や敷地が関係法令に違反していない
- ④対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない

※賃貸住宅および集合住宅の場合、太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合、法人が申請する場合は対象外

▼太陽光発電システムの条件

電力会社と電灯契約を締結し、系統連結をしていること、また、一定の認証、性能保証が確保されている未使用品を使用すること

▼補助額 太陽光発電システム1Kwあたり20,000円

※80,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 4月14日(木)から交付申請書に下記添付書類を添え、直接環境課窓口へ(郵送不可)

※申込みは、太陽光発電システムの工事着手前に行ってください。

▼添付書類

- ①工事内訳が明記された契約書(見積書)の写し
- ②設置工事着手前の現況写真
- ③設置する場所の略図
- ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤市税の完納証明書

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

合併処理浄化槽設置費用の一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費用の一部を補助します。

▼補助対象者

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽(7人槽以下)へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象外

▼補助対象地域

公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

▼補助限度額

- ・5人槽／592,000円
- ・7人槽／646,000円

▼申込み

設置工事の着手前に所定の申請書(環境課窓口で配付)を直接環境課窓口へ(郵送不可)

※補助件数には限りがあります。

※そのほかの条件により、補助の対象とならない場合があります。

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

合併処理浄化槽で きれいな河川を守りましょう

わたしたちの身の周りにある河川や池を汚す主な原因の1つは、生活排水です。

合併処理浄化槽は、くみ取り便槽やし尿のみを処理する単独処理浄化槽と違い、台所やお風呂、洗濯など、わたしたちの日常生活から出る生活排水も併せて処理します。そのため、大切な水環境を守る上で非常に効果的です。

○浄化槽の維持管理の徹底を!

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、それぞれ決められた時期に決められた回数行うことが必要です。

きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。